

東京十八公園

明治三十九年末發行の「小池十種」の一節に左の如くある
 「東京は公園が多い、公園でないやうで公園の所がある公園に爲つた年月と其面積とを掲ぐれば左の如くである

上野公園	明治六年三月	一六九一〇六坪
芝公園	明治六年六月	一六八五五五坪
淺草公園	同	九六〇四八坪
深川公園	同	一九三三〇坪
飛鳥山公園	同	一三五二〇坪
麴町(山王)公園	明治十四年六月	一〇二七七坪
愛宕公園	明治十九年四月	四七九三坪
坂本公園	明治廿二年七月	一七八四坪
下谷公園	明治廿三年四月	一六四三二坪
綠町公園	同	七九一五坪
湯島公園	明治廿三年八月	三七八八坪
清水谷公園	同	三三二八坪
根津公園	明治廿四年五月	二八五八坪
白山公園	同	四八一坪
高田公園	同	三七一坪

王子公園	明治廿四年七月	四四〇坪
道灌山公園	明治廿四年十二月	四四一坪
日比谷公園	明治廿六年	四三八八三坪

明治六年に定められた分はどう見ても公園だ、餘は日比谷を除く、眺望ばかりで公園となつて居るのは道灌山だ、資格なく、眺望ばかりで公園となつて居るのは道灌山だ、變な公園じゃ」雪嶺記

以上が「甲」として完である

「本集に採らない名數」の外、明治十六年版の筆陣五花叢同十八年の東京八名家、同十九年の大家五雷名號、同二十年の東京名家七福人、同二十三年の三幅對諸名家號、東京八名家などいふ番附式のものも多くあるが悉く採らない

「乙」としての材料

以上に漏れた名數は、マダ五十や百であるまいと思ひますから、今後發見するに隨ひ筆記して置きます、又若い助手連も大にあさつて探り出すと云つてゐますが、皆さんの追捕をも希望いたします、特にお願いしたいのは、明治文化に關係のある大阪、京都、其外各地の名數です、各地にも三名士とか、五新聞とか、三大私塾とか、三名物とか云ふ類が多くある筈です

操志堅實にして主義一貫の英雄

蘆原將軍

徹底したる軍國主義者

(近來の傑作と自認する大論文)

陸軍大將であつた山縣有朋が、明治二十二年の末、内閣總理大臣に成つて以來、一般軍人が漸次威張り出し、日清戰爭日露戰爭後はそれが一層甚だしく、桂太郎や山本權兵衛までが首相の椅子に就くことに成つて、一國の政治が軍人の手によつて左右されるに至り、軍人崇拜の熱が高まり、軍人謳歌の聲が滿ち、實に軍人全盛の頂上に達したが、その後軍人の専横を憎むの情と、外來の新思想とで、いつしか軍閥とか軍國主義とか云ふ新語が出来て、軍人を攻撃する趨勢と變じた、それで從來汽車の中などで肩を聳かして居た軍人が近年は隅の方に小さく成つて居る、當年天下を震撼せしめた東郷は、ハガネに名を留めるのみ、乃木は煎餅に名を残すのみと成つた、ア、變れば變るもの、今は「軍人さんのお嫁に成りたい」と云ふ娘もなく、「大きく成つたら大將に成る」と云ふ子供までが無くなつた

榮枯盛衰は世の常なりとはいへ、斯く軍人が凋落するに至つたのは、實に氣の毒の次第である、そしてこれも世態の變遷、已むを得ぬ事とするか否々、英雄は時代を生み偉人は時勢を作るにあらずや、ア、一人の英雄なく一人の偉人なきか、元來軍人は敵を粉砕するのが本領である、然るに其軍人が世論の攻勢に辟易して退却し、自己の領土を蹂躪さるゝまゝに委して、何等反抗の策を講ぜず、擧つて逡巡閉息するのは、誠に意氣地なし其の寄合ではないか、百萬の敵を恐れずと云ふ昔日の勇氣は今何處に存するかと云ひたい、嗚呼老碌退嬰の軍閥共、嗚呼

此歎聲を發して後、我輩は圖らずも一個の英雄偉人を發見した、それは蘆原將軍といふ男である

明治十三年六月十二日發行の「東京自由新聞」第百十二號の雜報中に、左の一項が見える、自由民權論が勃興して、新聞に自由の二字を入れたのは、明治十年五月に創刊した長崎自由新聞であるが、東京に於ては此新聞が元祖である、西園寺公望が社長の東洋自由新聞、板垣退助が社長の自由新聞などは、いづれも此後に出來たものである

○去る六日千住の電信分局へ一人の男が飛んで來て拙者儀は何を隠さう正三位勅任官勳一等左大臣蘆原將軍藤原の

諸味なり今日眉を焼くの大事件あつて至急支那の李鴻章へ電報打つて貰ひ度と四邊を白眼で申立てしを該局の者は吃驚して事實如何と最寄の分署へ照會せしところ兼て有名なる下谷金杉村蘆原金次郎と云ふ狂人誕生これより一ヶ月後の同新聞に、再び左の記事が出て居る

○發狂人と知つたなら此様事もしませまい金杉村の人力車夫庄吉といふ者は上野櫻木町新坂下にて客待をして居たりしに一人の男が來かゝりて道を聞きしに其教へかたが能いとか惡いとか言つて取つて掛かり終に組合を初めに彼者は大音上げ我を誰ぞと心得居るか桓武天皇九代の後胤蘆原將軍源の義經とは我事なり下司下郎の身を以て我に及向ふ蠅虫奴睨み殺して呉れんぞ、と囁と白眼し發狂眼それと見るより同村の長澤音吉が仲裁に立入りしに突然同人へ嚙付き腹へ疵を負はせた故彼是と取合中巡行の調査に拘引され狂人の兄金杉下町三十二番地蘆原榮藏を召出され御説諭の上同人より療治代三十錢を出して示談に成り今まで諸官省へも怒鳴り込んだる有名蘆原將軍も暫らく檻へ入れられました

尙この前後、右記事の如く諸官省へ怒鳴り込んだり、諸人を蹴飛ばした事が度々なので、終に瘋癲病院へ收容される

ことになつたのである、その後一時平癒したらしいので退院したが、ヤハリ亂暴をするので、再び入院して、巢鴨病院の名物男と成り、巢鴨が松澤に轉じ、院長醫員は變つても、變らぬはこの蘆原將軍である、明治十二年以來五十年間、絶えず新聞種と成つて世間を賑はし新聞社の外交員などが無事に苦む時は、蘆原將軍を訪問してその誤託宜を愛嬌種とする事に成つて居る

昨大正十五年五月二十八日夕刊の『時事新報』には「松澤病院を訪ねて蘆原將軍と語る」といふ四段抜きの記事に正装の軍服姿にて立てる蘆原將軍の寫眞を挿み、中間に左の一節がある

蘆原將軍は昔から有名だ、當年七十八歳、二十七の時から御厄介になつて居ると云ふ、南第二病棟の一室に恭しく訪問した、將軍は九疊敷の部屋を一人で占領して居るのである云々

部屋の中には紙製の軍旗七ツ、正装軍服一着、山高帽子二ツ、シルクハット一ツ、軍扇一ツ、サーベル二ツ、大禮服の鳥毛帽子一ツ云々

内閣改造問題の將來を尋ねると將軍曰く「政黨は太政官制を布き、若し命令に叛く奴があつたら他國に流罪にせ

よ、研究會の青木や近衛は食糧係にすればよい」

軍備縮少に就て將軍の意見は「飛行機が發達すれば大砲をやめる丈けだ、それから歐洲の政局は豪傑張りの佛國と、女張りの英國とが、印度のシンガポールを取りつこする云々」

蘆原將軍の寫眞摸筆



又昨年十一月六日發行の『讀賣新聞』には「松澤病院の七周年に蘆原將軍の怪氣煽」と題して、將軍の近狀を報じ、亞米利加や獨逸はあれがやつつけて置いたから大丈夫だなどの氣煽を掲げたと記してある

普通の精神病者は、平癒すればよし、然らざる者は、概ね三年か五年で死亡するのが常例であるに蘆原將軍が五十年

來繼續して健在なのを異とするシカモ共五十年來、時勢の變化にも頓着しないで依然軍國主義を保持して止まず、七十九歳の高齡にも似ぬ大元氣で、支那征服や米國征服を夢想しつゝ、大言壯語し、相變らず自尊倨傲の態度で、四邊を睥睨する勇氣が失せないのは、實に感心の至りである

軍國主義は時代錯誤なりと叫ぶ新論に辟易して、沈黙屏居せるそんじよそこらのお方々よりは此蘆原將軍の方が幾許エライか知れない

人の世に處す、其尊ぶべきは操志の堅實である、主義の一貫である、現代の軍人中、操志堅實主義一貫、以て五十年來其信條を枉げざる者は、蘆原將軍たゞ一人である、嗚呼エライ哉蘆原將軍

尙又將軍は他が狂人と呼ぶに委して顧みない、此一點も亦我輩の常に敬重する所である

以上が自慢の全文である、これは今月發行の『クラク』に載せる原稿として書いたものであるが、コンナ奇抜と滑稽の傑作を、一雜誌に發表するだけでは惜いと感じたので、プラトン社主の諒解を得て、本誌にも轉載する事にしたのである

右の本誌とは大阪の『奇抜と滑稽』

●農村の合力米

苛斂誅求の片影

本年五月發行の『經濟往來』に寄稿した一文である

何等經濟的知識の無い者であるが、自己が數年來熱心に蒐集せし古い新聞雜誌の中で見た一奇事を摘記して、農政經濟研究家の參考に供したいと思ふ、然しこれも遼豕十菊の類であるかも知れない

本多佐渡守の記述と傳へられて居る「本佐録」の中に

「一年の入用作食をつもらせて其餘を年貢に取るべし、百姓は財の餘らぬ様に不足なき様に治めること道なり」とある如く、徳川幕府は家康の此遺訓を政策として苛斂誅求を恣にしたのである

武斷的壓制政治の恐るべき一片影として、予の父が幼少の予に物語つた一事を今に記憶してゐる、それは予が郷里の讃岐に居た明治十一年頃の事であつたと思ふ、一日父が予に語るには

「オレが若かつた徳川家時代には、年中働いて田畑を作つても、年貢が高くて餘利が少いために、働き損といふやうな田畑があつた、そんな田を賣らうとしても誰一人金

を出して買はうといふ者が無い、そこで此田に酒三升を添へるから誰か引受けて呉れぬかと吹聴をする、米一石三斗しか收穫のないものを年貢に一石取られては三斗しか残らない、それを作つて居てはクラシに成らないのはモットモだが、肥料を奮發して作れば五斗位の餘利を得られぬ事もあるまいと目算を立て、酒三升ではイヤだ、五升寄越すのならオレが引受けてやると云ふ者が出て談合が整ひ、其地所の讓渡が行はれたのである、それが今は明治聖代のお蔭で地租改正の結果、一反畝百圓二百圓に賣買するやうに成つた」

土地所有權を他へ譲るのに、代價を貰へないばかりでなく此方から添物をしたと云ふことは、土地所有の權利と共に耕作の義務が附隨し、其損得に拘らず一定の年貢を納めねばならぬ制度であつたから、自己の所有權を放棄して其田を耕作せぬといふ事を許されなかつたが爲めである

此制度の餘弊につき救濟的一策の行はれた地方のあつた事を發見した、それは明治五年十一月發行の『廣島新聞』第十八號に記載されて居る左の一條を通讀して得たものである
第十二大區世羅郡ハ邊阪ニシテ未ダ文明ノ化ニ澤ハズ何レノ頃ヨリカ合力米ト唱ヘ惡所田島ヘ村高ヨリ合力米ヲ

受ケ耕作シ土地既ニ饒腴ニ至レドモ其ノ儘合力ヲ受ケ來リ舊習ノ固結終ニ其ノ田島ノ作徳米同様ニ賣買ノ價トナリ有名無實ノ事ナリシガ此度同區内吉原村ニハ右ノ者共一同發憤シ斯ル御一新ノ際ニ當リ有名無實ノ米ヲ受ケクル理ナシ當年ヨリ相止度段願出タル由又同區加茂村ニハ市場トテ少シノ町アリ往古驛所タル節無稅地ナリシヨリ今ニ其儘ナリシヲ此度一同協議シ人並ニ農商ノ籍ニ居ナガラ恬然無稅ノ地ニ住スルハ天理ニ戻リ辱ベキナリト至當ノ地稅御付ケ被下様願出シ由ナリ抑吉原村ハ小區用係遠藤類三郎加茂村ハ副戸長田谷三郎兵衛等ノ示教厚キニ依ルトハイヘド彼ヨリ願出シハ未開化ノ邊阪ニ得ガタキ民心眞ニ一村ノ面目ナラヌヤ外同様ノ村モアラバ亦斯クアリタキコトナリト作者敬ンデ白ス

右の「合力米」といふ事を委細に解説すれば、米一石三斗の收穫しかない田を耕作して一石の年貢を納めれば、勞多くして得る所が少いから誰かに譲りたいと云つても、應ずる者のない場合、村方へ嘆願して合力米三斗を受くる事になれば、六斗の所得と成り村方は三斗の損失である、然れども、其田を耕作する者がなければ、毎年藩庫に納むべき村高一定の石數より一石を減ぜられ、それを村方一同が負擔

するのよりは、三斗を損して七斗を得るの利があるので、此合力米といふ村制が行はれたのであらう、其村制の因襲が明治政新府の五年頃まで存し、前の例で云へば、一石三斗の收穫が田地の肥腴で五斗の増收を得、その上合力米三斗が附くので合計二石一斗の收穫地として、以前貰ひ人のなかつた田地を高價に賣買するに至つた、其弊を悟つた文明開化の美談として掲出された記事である
右の「合力米」といふ舊幕府時代の村制は、當時各地方で行はれた事であるか、單に備後國世羅郡内のみの事であつたか、それは専門家の調査報告を待つ事とし、予は農學博士小野武夫先生の近著『日本農民史語彙』にも見えない此「合力米」といふ奇な語を發見して喜び、古い新聞雜誌蒐集の必要を感ずる念が倍々深大と成つた事を吹聴したいに過ぎないのである



●天皇陛下といふ語

明治前には絶えて無し

本年五月發行の「クラク」に寄稿した我儘隨筆の一節
建築の事を「普請」と云ふが、此語は昔お寺の坊主が普く寄
進を請ふて堂宇を建築した事が起りである、板圍ひに「普
請中」と書けば、昨今建築費寄附の募集中といふ字義に成
る、それを自費で建築せる者に對して立派な御普請ですな
ど云つて怪まないので、最初の語義が變化して居るからで
ある、斯様な例は擧示に遑なしてあるが、其中の一だけを
云つて見る

今は何人も「天皇陛下」と稱へ奉ることになつてゐるが、六
七十年前には天皇陛下といふ語を使ふ者はなかつた、明治
初年から同二十年迄の公報には悉く「天皇」又は「主上」「聖
上」と書いてある、明治十六年七月創刊の「官報」を見ても
宮廷録事に「ハハリ」「聖上」と書いてある、天皇陛下の語を用
ゐたのは明治二十年一月後のこと、それも或る場合だけで
あつた、同年四月十四日の「官報」

○演習御覽 聖上 皇后宮ハル十六日午前八時御出門
府下在原郡目黒村近傍ニ於テ近衛隊演習御覽アラセラル

ル旨昨十三日仰出サレタリ

と掲出するなどが定式であつた、それがイッシカ天皇陛下
皇后陛下、皇太后陛下と書く事に變つて、明治二十二年頃
には「聖上」の語をアマリ使はなくなつたのである

抑も此「陛下」といふ語は、支那の上代秦の始皇帝が「自ら
稱シテ朕トイフ」と制定された時に出来た語で、其臣の李
斯が始皇に對して「今海内ハ陛下ノ神靈ニヨリテ一統シテ
皆郡縣トナル」とか、趙高が二世皇帝に對して「丞相ハ外
ニ居テ陛下ヨリモ重シクシテ「秦紀」にある如く、臣下の
者が皇帝に對して直接に「アナタサマ」といふ場合に使つ
た語である、我國でも古く此制を用ひ、大寶令の儀制令中
にも、天皇に對しては陛下、皇后、皇太后、皇太子に對し
ては「殿下」と呼ぶ事に成つて居る、そして其「陛下」とは階
段の下といふ字義である、天皇に對して直接に言上又は上
書するのは失禮であるから、アナタサマの御住居たる宮城
の陛下に居るお方にお取次を願ふのであるといふ意で、こ
れを「卑ニ因リテ尊ニ達スルノ意」といふのである、殿下、
閣下、机下、足下など云ふ語も皆此意義に外ならない
さて斯く意義が變化したのは何に原因するのであらうかを
考へて見た、當らないかも知れないが、予の觀察は斯うで

ある、これは將軍專横の幕府が倒れて明治維新の新政府が
出来、天皇御親政の有難い御代になつて、尊稱の天皇と呼
ぶだけでは敬重の念が足りない様な感が起り、さりとて聖
上といふのも語音に況意があるので、天皇に陛下を加へる
事にしたのであらう、それで維新以後民間には天皇陛下と
いふ語が行はれて居たのであるが、終に官省までが古い語
義に構はず、法文以外の報告には天皇陛下、皇后陛下と書
く事にし、諸新聞雜誌記者までが、それに倣ふ事になつた
のであらうと思ふ、建築の「普請」が難解の「不審」であるな
ど、は違ひ、これは我國民性を發揮したフサハシイ用語の
變化であるとする、讀者諸「君」の御批評はアトのこと、先
づ「クラク」編輯者足下、これに首肯されるか否か

此執筆後も古い書類や官の報告などに注意して居るが、
一ツも天皇陛下といふ語を發見しない、明治五年の米國
條約文書中には我聖上に對して「天皇陛下」と多く記して
あるが、いづれも間接の場合ではない
意義の變化であるといふ事には誰も異論はあるまい、同
意義の足下といふ語を三人稱に使ふ者のないのは、マダ
意義が變化しないからである

これより以下に掲げる古い新聞記事を抜いて短評を附
けたのも、同じ「クラク」に「明治初年の新聞雜誌」と題
して寄せた中の二三である

●土地國有實行の風説

古くて新らしい事

(明治十二年二月十八日「讀賣新聞」第千二百二十四號)
此ごろ道路で誰いふとなく政府では全國の地所を殖らず買
上げて代金の代りに公債證書を發行して地主へ渡されるな
ど、専ら風説が有るので地所を持つて居る者は大心配をし
て今に地券面の地價でお買ひ上げに成ては大損ゆゑお布令
の出ないうちに早く賣るが宜いと何れも賣仕度するので
昨今は賣人ばかりにて少しも買人は無く俄かに地價が下る
ほどで有るが此風説は岐阜縣ばかりでなく愛知縣下でも評
判が高く既に同縣は海東郡砂子村中島郡祖父江村邊では所
持の田畑を賣らうとするものがある様子だと愛岐日報にあ
りましたが東京などでは其様な噂は少しも有りません
(評) 訛傳にしろ、ユナ古いやうな新らしい思想を、
此時代に宣傳した者のあつた事は、假令何かの爲めにし
たものとしても、實に驚くべしである

●屍姦者の怪しい口實

僧の慈心にて放免さる

(明治十七年九月十日「いろは新聞」第千四百三十號)

穴賢／＼ 居待の月も山の端の雲に隠れし雨催ひ遠寺の鐘も音絶へて草木も眠る丑滿頃晝さへ凄き亂塔婆風に破れたる吊燈の夫かあらぬか人影の見ゆるは然二三日前駒込の酒屋から妻のお何を埋葬せし新佛の迷つて出るに相違ないと住持の某も薄氣味悪く兩戸の此方に身を潜め雲間を洩る、月影に伺ひ見れば是は甚麼に亡靈ならぬ一人の若者件の墓を掘り起し生々しき女の死體を引出さんず形勢なれば僧は曲者ごさんなれと棒押取て小脇に挿込み拔足しつゝ、覗ひ寄り死體に手を掛け抱き起さんと俯したる男の背後より何者なるぞと聲掛ければ件の賊は驚き慌て其儘其所に俯伏つ拙者は決して偷盜杯する者に候はず宥させ玉へと一向に詫る様子の賊とも見えねば住持は猶更不審に堪へず段々仔細を問糺すと此男は此寺に程近き長屋に止宿し或學校へ通學する某縣の士族なるが如何なる宿世の因縁にや生來痿陰にて二十餘年の今日迄一度も用をなせし事なく斯くては生涯人間の交際を爲す事叶はず男子として生れし甲斐なげ

れば何卒して治せんものと漢洋醫の治療は勿論種々の呪ひ祈禱を爲したれども毫も其効なければ遺憾やる方なく歎息の外なかりしにこのごろ不圖或人の教に婦人の死骸に接する時は必ず即治の効ありとの説を聞きたれども容易く得べき業ならねば能き機會もがたと竊に心を悩まし居たる折柄一昨日當寺へ新葬になりしは若き女子なりと聞きたるより天の與へと心に喜び遂に斯くの始末に及び面白もなき次第なれど何卒御僧の慈憐を以て事稔便に取計ひ玉はれと無餘儀詫入るにぞ住職某も其情實を聞き憫然に思ひ犯罪人を出すも僧侶の本意ならずと厚く向後を戒しめ極内にて放ち還せしは小石川の或る法華寺にてつい二三日前の事なりしと南無

(評) 古來行はれた屍姦の目的であつた者が、右の如き遁辭を述べたのであらう
(註) 變態性慾者が好んで屍姦を行つた例は、古く平安朝時代にもあつたらしい
又江戸末期の春本には、オンボウが若い女の屍體を棺から取り出して、それを犯してゐる圖がある、偶々の出来心で行つた事がヤミツキとなつて、斯くの如き淺ましい事を續行するのであらう

●新舊隨筆

天

外骨式發揮のツモリ

▲前島密の死後の光榮 前島密は明治初年に洋行して歐米各國の郵便制度を調査し、歸來其制度を我國に實行したのであり、又永く驛遞頭として功勞のあつた人であるが、その前島が存生中、外國の例に倣つて、自分の肖像を郵便切手に出す事にして呉れと要求したが、閣議でそれを許さなかつた、其口實は、政府の命令で洋行し、政府の任命で勤務したものである、郵便切手に彼れの肖像を出せば、「明治新政府の當り物は郵便と警察だ」と云はれて居る程の事業を、彼れ一人の功と見られる事になるからイケナイと云ふのであつた、然るに本年「萬國郵便聯合加盟五十年記念」といふ郵便切手に前島密の肖像が出されて居る、人間は生きて居る間には彼是と嫉まれるが、死ぬと光榮を得るものらしい
▲玉乃世履の息子さん 明治初期の司法官として精勤した後には大審院長にも成つた玉乃世履、其息子の一熊といふ人は今年六十歳、撞球界の名人であるさうだが、親族や知

此處へ同切手の古いのをかはり付け下さい
永く後世に傳はります

人に見離されて生活に困り「地方で一稼ぎして来る」と云つて出發したまゝ、消息がないので、妻子五名は鈴ヶ森小学校長の厄介になつて居るとの事が諸新聞紙上に出て居た、積善の家には餘慶ありで、子孫繁榮でなくばならぬに、其反對なのは玉乃世履が國事犯者や民權家に對して冷酷無残の重刑を加へた冥罰で、所謂積善の家であるかららしい
▲福地源一郎の賭博好 明治十三年頃の新聞紙上に、築地の待合茶屋で、福地が伊藤博文等と共に賭博をやつて居た所を調査に召められたといふ記事があつたのを見て、其眞偽を疑つて居たが、其後明治十五年三月に、福地等が新富座で帝政黨の發表演説をした時の評判記を「いろは新聞」に載せて居たのを見ると、福地の條に「壇上に立つた立派さは二十一や短冊の一件に詳細人とは見得ない」とあるので、サテはトランプ遊びや花合せの好者たりしことは、當時周知の事實であつたかと思ひ、前の新聞記事をも信ずることになつた
此福地源一郎は變節家として著名であり、其末路は甚だ振はないが、バクチの事は兎に角、大した罪作りでもなかつたか、子女の信世さんは大森で立派に暮し、厨川白村の未亡人蝶子さんは白粉を塗り立てシャナリ／＼でなるさうな

▲牢屋が刑務所 犯罪常習者は監獄へ入れられる事を別荘行きと唱へて居る、これも美化的の語と稱すべしであらうが、これに似た一例がある、昔は牢屋といつたのを明治の新政政府は罪人に勞役を課する車にしたので懲役場と改めたそれが懲役署と變り、監獄署と變つたのであるが、監獄の二字は文化的でないとして先年刑務所と改められた、然し刑務所の刑は刑罰の刑であるから、これも監獄と大同小異であるとして、社會政策學者などの意見で、更に改稱される時代が来るかも知れない、其時は巢鴨別荘、小菅別荘となるであらう

▲徴兵除免案内 懲役と徴兵とは心のあるなしが相違だとは、曾て予が皮肉つた不穩の戯言であるが、徴兵にとられるのを懲役にやられるのと同様に心得た不埒者も多く、明治六七年頃から同十五年頃までは、虚偽の手段で徴兵ノガレをやつた者が少くない、それに乘じて
徴兵除免早見 一部價四錢 兎屋發兌 (明治十二年)
と公然新聞紙上に廣告する者もあり、それを内務省が禁止もせず賣らせて居た
徴兵ノガレ、今なら罰金どころか懲役である、徴兵懲役ヤハリ縁ありかネ

▲外骨の著書と穂積陳重先生 愛顧家諸氏へ御參考の一書として茲に己惚の吹聴をいたす、昨年四月二十四日發行の『國民新聞』に「生前すばらしい讀書家であつた故穂積陳重先生は、死の間際まで頭は至つてハッキリして居たので手から本を放さなかつた、そして其最後に讀んで激賞止まなかつた本は、外國書でもなく、法律書でもなく、廢姓外骨氏が近頃出版した『明治演説史』であつたと云ふ、これは家人も話し、外骨氏自身も誇つて吹聴する最近のニュースである、朴之助」とあつた、早く知つて居たら誇つて吹聴もしたであらうが、實は此新聞で初めて見た事である、其後令息重遠先生にお目にかつた際、云々の事が新聞に出てゐましたが、事實なのですかと伺つて見ると、重遠先生「ホントです、親父が讀んで聽せよと云ひますから、十頁ほど枕頭で音讀しますと、それを聽いて居て、外骨君も近頃はサイエンスファイックに成つたね」と云ひつゝ、果てたのです」との事、悲くもあり又嬉しい話であつた
斯くの如き光榮を得た『明治演説史』も、二千部製本したのが『明治密偵史』と共にマダ五百部ほど残つてゐます、前の自慢話に釣られて御希望のお方があれば御注文下さい、洋裝の殘本ですから大に割引してオヤヌク差上げます

大正十四年一月一日 初版發行
昭和四年七月十日 再版印刷
昭和四年七月十五日 再版發行

明治奇聞
【定價金參圓五拾錢】

不許
複製

編纂者 (宮武) 外骨
發行者 河野清一
印刷者 正木 晴
東京市神田區元佐久間町十番地
東京市神田區錦町三丁目十二番地

發行所
東京市神田區元佐久間町十番地
成光館出版部
電話東京一七三〇一番
電話替下谷六五七二番

15
4201

終